

19 毒ガスの禁止に関するヘーグ宣言

(警告セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言)

署名 一八九九年七月二十九日(ヘーグ)

効力發生 一九〇〇年九月四日

日本国 一九〇〇年一〇月六日

(同年九月三日批准、一〇月六日批准書寄託、

一一月二日公布・勅令)

当事国 三八

下ニ記名スル海牙万国平和會議ニ賛同シタル諸国ノ全權委員ハ、之カ爲各本国政府ノ委任ヲ受ケ、千八百六十八年十一月十九日ノ聖彼得堡宣言書ニ掲ケタル趣旨ヲ体シテ、左ノ宣言ヲ爲セリ。

縮盟國ハ、警告セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止ス。

縮盟國中ノ二国又ハ數國ノ間ニ戰ヲ開キタル場合ニ限り、縮盟國ハ、本宣言ヲ遵守スルノ義務アルモノトス。

前項ノ義務ハ、縮盟國間ノ戦闘ニ於テ、一ノ非縮盟國カ交戦國ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノトス。

本宣言ハ、成ルヘク速ニ批准スヘシ。

(中略)

若縮盟國中ノ一國ニ於テ本宣言ヲ廢棄スルトキハ、書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭國政府ニ通告シタル後一箇年ヲ経過スルニ非サレハ廢棄ノ効力ヲ生スルコトナシ。右通告ハ和蘭國政府ヨリ直ニ爾余ノ縮盟國ニ通知ス。

右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル國ノミニ止ルモノトス。(以下略)

